

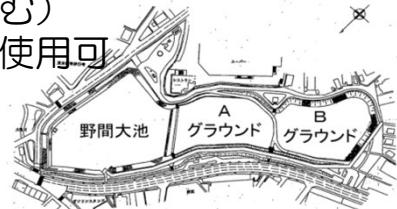
南区 球技教室等を行う団体の利用方法について (令和8年4月利用分より)

令和8年1月 南区役所維持管理課

公園内の広場は、だれもが自由に利用できることが基本です。このため、球技教室等の球技利用についても、一般利用者の自由利用に支障がない範囲内で許可する必要があります。許可した場合においても、他の利用者を排除することはできませんので、ご注意ください。

野間大池公園

- ・Aグラウンド・・・小学生以下のサッカーのみ
火・木・土のみ使用可（振替含む）
※土曜日は、午前のみ使用可とし、同一団体は9～11時と11～13時の2コマのうちいずれかの使用とする。
- ・Bグラウンド・・・小学生以下のソフトボールおよび野球のみ
水・土・日のみ使用可（振替含む）
※土日祝日の場合は、午後のみ使用可
- ・原則3時間以内（準備から片付けまで含む）
- ・午前： 9：00から13：00まで
午後： 13：00から19：00まで



三宅中央公園

- ・小学生以下のサッカーのみ（ソフトボールおよび野球は不可）
- ・祝日を除く月・水・木のみ使用可（振替含む）
- ・9時から19時までのうち、原則2時間以内（準備から片付けまで含む）
- ・平日の午前中はグラウンドゴルフが行われるため、申請の際は事前調整をお願いします。

塩原中央公園

- ・小学生以下のサッカーのみ（ソフトボールおよび野球は不可）
- ・火・金・日のみ使用可（振替含む）
※日祝日の場合は、午前または午後のいずれかのみ可。
- ・9時から19時までのうち、原則3時間以内（準備から片付けまで含む）

堀川公園

- ・小学生以下のサッカーのみ（ソフトボールおよび野球は不可）
- ・月・水・金のみ使用可（振替含む）
- ・9時から19時までのうち、原則3時間以内（準備から片付けまで含む）

※球技以外の競技については要相談

利用上の注意

- ・活動趣旨を地元町内会へ説明し、理解を得たうえで利用してください。
- ・上記公園はすべて駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ・上記公園では試合形式で練習を行う等、他の公園利用者の迷惑となる行為は出来ません。
- ・利用後はトンボを掛け、グラウンドを復旧してください。

(参考) 有料球技場のご案内

	硬式野球	軟式野球	ソフトボール	駐車場	問い合わせ先	電話番号
桧原運動公園	○	○	○	○	桧原運動公園	566-8208
長住中央公園			○	○	南体育館	552-0301
柏原中央公園		○	○	○	南体育館	//
桧原ソフトボール場			○	○	福岡市葬祭場	566-2551

R3.3.8

南区 球技教室等を行う団体の利用可能日一覧

		野間大池		三宅中央	塩原中央	堀川
		A	B			
利用可能年齢 ・種目		小学生以下の サッカー	小学生以下の ソフトボール 及び野球	小学生以下の サッカー	小学生以下の サッカー	小学生以下の サッカー
月	AM	×	×	○	×	○
	PM	×	×	○	×	○
火	AM	○	×	×	○	×
	PM	○	×	×	○	×
水	AM	×	○	○	×	○
	PM	×	○	○	×	○
木	AM	○	×	○	×	×
	PM	○	×	○	×	×
金	AM	×	×	×	○	○
	PM	×	×	×	○	○
土	AM	○ ^{※3}	×	×	×	×
	PM	×	○	×	×	×
日	AM	×	×	×	○ ^{※2}	×
	PM	×	○	×	○ ^{※2}	×

※1 祝日の場合は、土日の利用ルールに準じます。

例えば、野間大池Aの火曜日が祝日の場合は、AMのみ利用可となります。

※2 塩原中央公園の日祝日の場合は、AMまたはPMのいずれか利用可。

例えば、他団体がAM利用の場合はPMは利用不可となります。

※3 野間大池Aの土曜日の場合は、同一団体は9~11時または11~13時のいずれか利用可。

事前協議から利用料納付までの流れ

令和8年1月 南区役所維持管理課

公園内は本来、地域住民に一般開放されるべき公共空間であるため、許可を得て利用する場合には、営利目的でなく地域に貢献できる内容であること、使用する期間および範囲が必要最小限であることが必要です。

はじめて利用される場合は、団体規約や役員名簿、事業概要等、団体の概要が把握できる資料の準備の上、確約書の提出をお願いいたします。

①事前協議

…使用月の前々月
最終週の金曜日まで

下記書面を提出してください。初めての場合は、来庁の上、説明をお願いします。

- ・確約書（代表者名義）
- ・団体規約または受講案内
- ・役員名簿
- ・事業概要、その他団体の概要が把握できる資料
- ・委任状（※）

※初めて利用する場合・代表者変更があった場合・年度の初めに使用される場合に提出してください。

※団体代表者からの委任状があれば、代表者以外の方が申請行為等を行うことが可能です。



②抽選申込

…使用月の前々月
最終週の金曜日まで

下記書面を提出してください。

- ・抽選申込表

※電子メール、FAX、郵送、窓口受付により提出してください。
(電話による申し込みはできません)

※公園またはグラウンド毎の指定利用日のうちで、月8回まで抽選申込可能です。



③抽選結果公表

…抽選（抽選申込締切後の直近の水曜日10時）後、
窓口掲示。市HPは抽選翌日10時掲示。



④抽選分利用申請

…抽選日の翌週の金曜日まで

下記書面を提出してください。

- ・公園内行為許可申請書（様式第1号）
- ・使用範囲を図示した公園図面

※電子メール、FAX、郵送、窓口受付により提出してください。
(電話による申請はできません)

※抽選日の翌週の金曜日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに未申請の場合はキャンセル扱いになりますので、ご注意ください。

⑤先着順利用申請
…使用月の前月1日
～利用1週間前まで
に



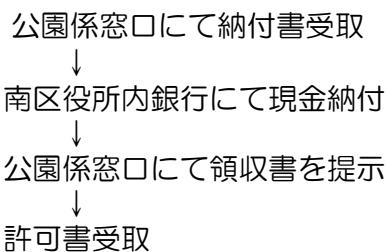
下記書面を提出してください。

- ・公園內行為許可申請書（様式第1号）
- ・使用範囲を図示した公園図面

※「③抽選結果公表」までは、抽選申込がない日・利用枠（午前または午後）について受付可能です。

※電子メール、FAX、郵送、窓口受付により提出してください。
(電話による申請はできません)

⑥利用料の納付
・許可書の交付
…当日の15:30
までに



※手続きを行っていただく銀行の窓口は16:00までです。

※納付が遅れますと、次回以降、利用申請をお受けできないことがあります。

※使用日が区役所の閉庁日である場合には、直前の開庁日が納付期限となります。

★注意事項

※「⑥利用料の納付」を除き、各提出期限日が閉庁日の場合は翌開庁日まで受付可能です。

※すべての提出書類で押印は不要です。

※毎月抽選日の翌日に、翌月の抽選結果（団体名を含む）を市ホームページで公表します。

★令和8年度利用 申し込みスケジュール

利用月	抽選申込書 HP掲載日	抽選受付期限	抽選日・公表日 (窓口)	抽選結果公表日 (市HP)	申請受付期間(抽選分)	申請受付期間(先着分)
4月分	2月16日	～2/27（金）	3/4（水）	3/5（木）	3/4（水）～3/13（金）	3/5（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
5月分	3月16日	～3/27（金）	4/1（水）	4/2（木）	4/1（水）～4/10（金）	4/2（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
6月分	4月15日	～4/24（金）	4/30（木）	5/1（金）	4/30（木）～5/15（金）	5/1（金）～利用日の1週間前（同曜日）まで
7月分	5月15日	～5/29（金）	6/3（水）	6/4（木）	6/3（水）～6/12（金）	6/4（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
8月分	6月15日	～6/26（金）	7/1（水）	7/2（木）	7/1（水）～7/10（金）	7/2（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
9月分	7月15日	～7/31（金）	8/5（水）	8/6（木）	8/5（水）～8/14（金）	8/6（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
10月分	8月17日	～8/28（金）	9/2（水）	9/3（木）	9/2（水）～9/11（金）	9/3（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
11月分	9月15日	～9/25（金）	9/30（水）	10/1（木）	9/30（水）～10/9（金）	10/1（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
12月分	10月15日	～10/30（金）	11/4（水）	11/5（木）	11/4（水）～11/13（金）	11/5（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
1月	11月16日	～11/27（金）	12/2（水）	12/3（木）	12/2（水）～12/11（金）	12/3（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
2月	12月15日	～12/25（金）	1/6（水）	1/7（木）	1/6（水）～1/15（金）	1/7（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで
3月	1月15日	～1/29（金）	2/3（水）	2/4（木）	2/3（水）～2/12（金）	2/4（木）～利用日の1週間前（同曜日）まで

※災害等やむを得ない事情によりスケジュールを変更する場合があります。

★窓口（問い合わせ先）

南区役所 本館2階 維持管理課公園係（40番窓口）
TEL：092-559-5093 FAX：092-559-5096
E-mail：ijikanri.MWO@city.fukuoka.lg.jp
〒815-8501 福岡市南区塩原3-25-1

利用の取り止めについて

令和8年1月 南区役所維持管理課

①自己都合による利用の取り止めの場合

…利用日の1週間前までに

下記書面を提出してください。

- ・公園利用取り止め届（様式6号）
- ・許可書（原本）および納入通知書兼領収書（写し）

※既に許可書を受け取っている場合のみ

※使用日の1週間前が区役所閉庁日である場合には、直前の閉庁日が期限となります。

②雨天等の不可抗力による利用の取り止めの場合

…原則利用日～1週間後までに

まず、区役所開庁日に電話連絡をしてください。事実確認が行える段階であれば、自己都合による取りやめ期限を過ぎても取り止めを行うことができます。手続き方法は自己都合による場合と同じです。

例1：利用時間が雨天による取り止めの場合

利用する2時間前の時点で、グラウンドがぬかるんでいるため公園利用取り止め届を提出
→利用する時間にはまだグラウンドが乾いておらず、利用できないことが明らかであるためOK

例2：台風等により利用日が休講となる場合

→休講となることが確定した段階であれば公園利用取り止め届の提出が可能

取り止めた日の利用料は振替・還付ができます

★利用料の振替について

利用料を納付した後に公園利用取り止め届を提出した場合、次回の利用料にあてることができます。

希望される場合は、取り止め届の備考欄に振替希望日をご記入の上、職員にご相談ください。既に決裁が完了している利用日には、振替ができない場合もありますので、ご了承ください。

※当該年度分の利用料は当該年度の3月31日までの利用日にのみ振替が可能ですので、指定の提出期限までに申請してください。

★利用料の還付について

今後利用する予定がない場合等には、利用料の還付をすることができます。
南区役所の窓口まで下記書面を提出してください。

- ・公園使用料等還付申請書（様式第7号）
- ・請求書
- ・公園利用取り止め届（様式第6号）

手続きに必要なもの

- ・許可書（原本）
- ・納入通知書兼領収書（原本）
- ・振込を希望する口座の通帳の写し

※指定できる通帳かどうか、事前にお問い合わせください。

※当該年度分の利用料は翌年度に還付することができませんので、指定の提出期限までに申請してください。